

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は地方自治の充実並びに地方分権の推進に格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年末の総選挙において各党が掲げられた地方自治関係の公約、とりわけ「道州制」に関し、通常国会でも、関心の深い議員が意見を披瀝され、政府の対応を質す等の議論がなされております。

道州制の導入に関しましては、既にご案内のとおり、全国町村会は、平成二十年の全国町村長大会決議以来、一貫して反対してまいりました。これは、『道州制は地方分権の名を借りた新たな集権体制を生み出すものであり、また、税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏へのさらなる集中を招き、地域間格差は一層拡大することが考えられる。道州における中心部と周縁部の格差も拡がり、道州と住民の距離が遠くなって、住民自治が埋没する懸念さえある』との強い疑念があるからであります。

もとより、道州制は国のかたちの根本に関わるものであり、検討にあたっては、導入の目的、道州の基本的性格、基礎自治体のあり方など明確な姿を示し、なぜ今道州制導入の議論がなされなければならないのか、正に当事者である地方団体と真摯な議論を重ね、国民的な理解を得ることが不可欠であります。

しかるに、道州制については、多くの問題があるにもかかわらず、導入推進のかけ声ばかりが先行しているのは憂慮に耐えられません。

私も全国町村会の考えをよりご理解願うため、「全国町村長大会特別決議」及び「道州制の何が問題か」をお送りさせていただきますので、ご一読頂ければ幸甚に存じます。

時節柄、ご自愛のほどお祈り致します。

敬具

平成二十五年四月十日

全国町村会長

藤原忠彦

衆議院議員

殿